

地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する意見書

平成29年8月25日

千葉県弁護士会会長 及 川 智 志

第1 意見の趣旨

1 地方消費者行政推進のための交付金の継続

国は、地方公共団体の消費者行政の体制・機能強化を推進するための特定財源である「地方消費者行政推進交付金」の実施要領について、2017年度（平成29年度）までの新規事業に適用対象を限定している点を、2018年度（平成30年度）以降の新規事業に適用対象を含めるよう改正するとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤拡充に関する事業を適用対象に含めるよう改正し、同交付金を少なくとも今後10年程度は継続すべきである。

2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担

国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。

3 地方消費者行政職員の増員と資質向上

国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずべきである。

第2 意見の理由

- 1 2008年度（平成20年度）からの消費者庁創設等の「消費者行政一元化」の流れの中で、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、地方消費者行政活性化基金、その後地方消費者行政推進交付金の制度が設けられ、これらの制度により地方自治体の消費者行政は前進してきた。

しかしながら、現行の地方消費者行政推進交付金は、対象が新規事業に限ら

れているうえ、事業ごとに活用期限が設定されていること、新規事業を実施できるのが2017年度（平成29年度）までと限定されており、交付金を活用できるのが2027年度（平成39年度）までとされていること等の制約がある。今後、こうした制約により、次々と新たな問題が生じている消費者被害の現場に対応できなくなるばかりか、日々の業務の継続維持にも支障をきたし、地方消費者行政が後退する恐れがある。

さらに、消費生活相談体制の充実・強化とともに被害防止のための出前啓発講座等の啓発活動や悪質業者排除の法執行が一層重要となっていることに鑑み、消費生活相談員の増員及び処遇改善、教育啓発担当の消費生活相談員及び職員の増員、法執行担当職員の増員及び専門性向上等の人的基盤強化についても、適用対象に位置付けるべきである。

そこで、国は、地方消費者行政推進交付金の実施要領について、2018年度（平成30年度）以降の新規事業も適用対象とする等、意見の趣旨記載のとおり改正するとともに、同交付金を今後10年程度は継続すべきである。

- 2 地方自治体が消費者相談を受け、相談情報をPIO-NETに登録したり、重大事故情報を消費者庁に通知したり、悪質業者に対する行政処分を行うこと、また差止関係業務を行う適格消費者団体への活動支援を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて、国民全体に及ぶものであり、国の消費者行政につながっているといえる。この点にかんがみれば、本来的には、自治体の上記のような事務費用に対する国の恒久的な財政措置が必要である。

そこで、国は、自治体の上記のような事務は、地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的な水準を確保する必要がある事項として、地方財政法第10条（「国が、その経費の全部又は一部を負担する」とされている事務）を改正し、その適用対象に加えて、国が恒久的に財政負担する事務として位置づけるべきである。

なお、適格消費者団体の活動への支援は、地域の民間団体の実情に応じて支援する必要があるため、生活困窮者自立支援法第9条及び地方財政法第10条34号を参考に、基本的に都道府県を通じた支援として実施することが相当である。

3 経済や社会の複雑化，地域社会のつながりの弱体化，情報化社会や高齢化社会の進展を受け，消費者被害は減ることなく，解決困難な事案は多くなっている。このような中，地方自治体の消費者行政が地域の関係団体と連携して見守りネットワークを推進したり，消費者教育を展開することなどの取り組みが重要となっているところ，消費者庁創設以降も，地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず，職員の役割が十分に果たせていないのが実情である。

そこで，国は，意見の趣旨記載の通り，地方自治体の消費者行政担当職員の配置の目安を示すなどして職員の配置人数の増加を行ったり，資質向上のための研修制度を強化するなどの実効性ある施策を講じるべきである。

以上